

違法・有害情報から子どもを守るための環境整備を求める意見書案

違法・有害情報から子どもを守るための環境整備を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び国家公安委員長あて提出するものとする。

平成20年3月24日提出

提出者 和歌山市議会議員

貴志啓一

遠藤富士雄

松本哲郎

メ木佳明

大艸主馬

中村協二

石谷保和

違法・有害情報から子どもを守るための環境整備を求める意見書案

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。

しかしながら、今日、情報化社会がもたらした負の実績が今日の青少年の心身を蝕み、将来を奪う事態を招いています。パソコンや携帯電話の急速な普及によって、インターネット上に有害情報（残虐サイト、犯罪や殺人、自殺サイト等の闇サイト）が氾濫し、その影響を受け、青少年が犯罪の加害者にもなり、また、被害者にもなっているこの現状は、今や看過できないところまで来ています。

去る07年7月3日、兵庫県の高校で残虐ないじめを受け、だれの助けも得られず自殺に至った3年生男子生徒の事件の背景にも携帯サイトが悪用されていたことが明らかとなっています。

有害情報の氾濫をこのまま許しておけば、今後もどれほどの犠牲者を出すことになるのでしょうか。有害情報から青少年を守ることは、私たち大人の責務であります。

総務省は、携帯電話会社に要請し、未成年者を「フィルタリングサービス」に自動的に加入させるよう取り組みを進めていますが、親の名義で子どもが利用している場合には適用されないなど、十分なものではありません。また、技術的な対応だけでなく、子どもに対して情報を評価し、識別する能力をつけさせるメディアリテラシー教育や保護者ら利用者側への啓発活動への取り組みも不可欠です。

また、同時に、これらの問題に対しては、長野県を除く各都道府県が「青少年健全育成条例」等をもって対処してきましたが、今日では明らかに対応不可能になっている事実を厳しく受けとめ、国は責任を持って青少年の健全育成を確保する国づくりをすべきときであると考えます。

よって、本市議会は国に対し、子どもたちに対するメディアリテラシー教育の推進並びに保護者の啓発に努めること、違法・有害サイトの利用防止のための活動を行う団体に対して財政支援を含めた協力を行うこと、フィルタリングソフト等の技術開発・水準維持にかかる支援を行うこと等、子どもたちをインターネット上の違法・有害情報から守るための総合的な施策を強力に推進することを求めるとともに、表現の自由を保ちつつ、青少年健全育成条例を国の法律に昇格させ、青少年健全育成のための基本法及び有害図書類・有害情報規制に対する法整備を強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。